

# 重要

会員各位

平成 29 年 2 月吉日

IMA事務局

## 会員規約改訂のご案内

拝啓

陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

早速では御座いますが、いすゞモーターオークション会員規約を平成 29 年 3 月開催オークションより下記の通り、改訂させていただきます。

つきましては、会員皆様のご理解を賜り、引続き弊社オークション会場をご利用いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

【実施】 平成 29 年 3 月開催オークションより

【内容】

第 52 条（クレーム受付期間）6 項の重大クレーム事項に抵当権付車（受付期間無期限）を追加致します。

重大クレーム事項	受付期間
落札車両が盗難車であるとき。	無期限
落札車両が差押え車、 <b>抵当権付車</b> であるとき。	無期限
落札車両が使用済自動車と事務局が判断したとき。	無期限
落札車両がメーター改ざん車であるとき。	180 日
落札車両が接合車であるとき。	180 日
落札車両が不正改造車であるとき。	90 日
落札車両が冠水車であるとき（事前申告がある場合を除く）	90 日

以上

※ 最新の会員規約は、弊社ホームページ(<http://www.umax.co.jp/>)よりダウンロードの上、ご確認下さい。